

新たな地域商業の活性化に関する条例に係る答申の概要

(平成23年12月20日 北海道商工業振興審議会答申)

平成24年1月10日
経済部中小企業課

I 答申の内容

1 制定にあたって

- 地域商業が地域経済及び地域におけるまちづくりの中核、道民の暮らしと消費活動を支える基盤、地域コミュニティの場として地域活動に重要な役割
- 地域商業を取り巻く環境の厳しさ、新たに対応すべき課題を踏まえ、状況の変化に対応しうる地域商業の変革、活性化の促進が必要
- 地域商業の活性化には、「地域の実態に応じた取組の強化」、「事業者、道、市町村、商工団体、道民などの関係者が役割を認識、連携を強化し、一体となって推進」、「地域のまちづくりに十分に配慮」が重要

2 総則的事項

■目的

- 地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、道の責務及び事業者等の役割を明確化
- 道の施策の基本事項及び特定小売事業施設新設等に係る手続その他必要な事項を定め、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、道民生活の持続的安定並びに地域経済及び地域社会の活性化に資する

■道の責務

- 地域商業の活性化に関する総合的な施策を策定、実施
- 施策の実施に当たって、国、市町村、その他関係者との緊密な連携

■関係者等の役割

【事業者】

- 地域商業活性化への積極的な取組
- 道、市町村の施策や商工団体等の取組への協力
- 地域貢献活動への積極的な取組

【商工団体等】

- 地域商業活性化への積極的な取組
- 道、市町村の施策への協力
- 事業者が行う取組への支援

【小売事業施設設置者】

- まちづくりに配慮した店舗配置・運営
- 道、市町村の施策や商工団体等の取組への協力
- 地域貢献活動への積極的な取組

【道民】

- 地域商業活性化への積極的な取組
- 道、市町村の施策への協力
- 事業者等の取組への参画